

## ●第7回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年8月21日(月) 18:00～20:45

(と ころ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、中田委員、張江委員、斉藤委員、金村委員、花田委員、  
岡部委員、渡邊委員、今田委員、田辺委員

〔事務局〕 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、佐々木主事

〔傍聴者〕 2名

### 1 開 会

#### (会 長)

今日は第7回目ということで、いよいよ項目の議論に入っていきたいと思います。それで最初に、今日はたくさんの資料が用意されておりますので、事務局のほうからどうい  
う資料があるかの確認をしていただきたいと思います。

#### (事務局)

事前に郵送しましたA3版の皆さんの意見をまとめたものはお持ちでしょうか。それから、今日お配りしています横山先生からの「論点整理のための委員長メモ」(A4版2枚  
もの)はございますか。その他、論点整理のためのメモに沿って、市のほうから提出し  
ている資料がございます。〔(1)稚内市情報公開条例、(2)情報公開制度の運用状況、  
(3)稚内市個人情報保護条例、(4)稚内市パブリック・コメント手続に関する指針、(5)  
住民投票制度の概要とその法的拘束力、(6)住民投票にかかる予算に関する資料、  
(7)稚内市の「市民憲章・平和都市宣言・安全都市宣言・スポーツ都市宣言・子育て  
平和都市宣言」、(8)稚内市環境基本条例 〕

この他必要な資料は、以前お配りしました「基本条例項目条文比較表」です。

### 2 審 議

#### (1)条例項目に盛り込む内容・考え方

#### (会 長)

今日は項目の議論ということになるのですが、A3の部分というのは、委員のみなさん  
に7月下旬に出していただいたものです。どういう章立てがいいのか、あるいは、章の  
見出しはどのようなものがいいのか、盛り込む内容・考え方はどのようなものがいいのかとい  
うことで、委員のみなさん方から出していただいたものを事務局で整理をしたということ  
です。ほとんど委員のみなさんのものが入っているということです。

今日はそこから項目の議論をしていくわけですが、最初に今日やりたいと考えているのが3つあります。1つは情報共有に関することです。A3の資料の5枚目です。情報共有ということで、見出しは情報共有と情報提供、盛り込む内容・考え方が1つ書かれております。そういう面では、審議会のみなさんからはこの部分についてはあまりご意見がなかったということになるのですが、その情報共有について今日はひとつ議論したいと思えます。

2つ目は参画・協働です。参画・協働については資料の7枚目になります。見出しはたくさん載っておりますし、盛り込む内容や考え方もたくさん出ております。これについて議論していきたいというふうを考えております。

それから3つ目は市民の責務・権利であります。この部分は資料の2枚目になります。委員のみなさんの特徴的なご意見として子どもの権利と責務が入っているというところがひとつ特徴になるのですが、それらも含めて議論したいと思えます。

それから4番目は平和国際交流ということで、これもかなりオリジナリティのあるものになるのですが、資料のうしろから4枚目になります。平和国際交流ということで、稚内オリジナルがたくさん盛り込まれているという感じがいたしますが、これを議論していきます。それから5番目は自然環境との共生ということで、資料のうしろから3枚目(平和国際交流の次)になります。ここも非常にオリジナリティのある部分になるかと思えますが、この5つを議論していきたいと考えております。

時間に追われてというやり方ではなくて、とくに今日の最初の3つは相当重要な項目になりますので、かなり徹底的に議論を交わしたほうが良いのではないかと考えております。そのためにも市のほうへ資料を用意してほしいという要望を私のほうからいたしまして、今日はたくさん資料が用意されているということになるかと思えます。

さっそく、A3の資料の5枚目を見ていただきたいと思えます。委員のみなさんからはそんなにたくさんご意見はなかったわけですが、これについて議論をしていこうということでございます。私のほうで「論点整理のための委員長メモ」ということで、これはあくまで、議論をこれから円滑に進めていく上で参考にしていただきたいなということでありまして、私の考え方を押し付けるような形ではなくて、あくまで「こういう考え方もある。こういう考え方もある」というようなことで書いてあるものです。議論の参考にしていただければということで用意いたしました。

その最初が情報共有なのですけれども、私のほうでメモとして用意したのは、次のようなこととなります。ちょっと読んでおきたいと思えます。

章立ては情報共有ということになるのですが、見出し(細目)は情報共有と情報提供の2つで良いのかということでもあります。4つ考えてみたところなのですが、5つの間違いです。1つ目は情報公開というのがあって良いのではないかと、つまり情報共有というのは非常に広い範囲を網羅するものなのですが、その中の細目の1つとして情報公開というのがあっても良いのではないかとということです。

2つ目が広報・広聴活動ということで、これが情報提供、市が行う広報・広聴活動です。3つ目が説明責任、4つ目が個人情報保護、5つ目がパブリック・コメント制度です。こ

この情報共有で議論をしたいと思っているのですが、パブリック・コメントや個人情報保護は、果たして情報共有に入れるのがいいのか、協働の推進のほうに入れるのがいいのか、そこはまた議論をしたうえで最後どこにもってくるかということにすればよいと思います。情報公開に関しましては、稚内市では情報公開条例はあるが、情報公開の必要性等についてどこまで基本条例で規定する必要があるのか、稚内市の情報公開条例で盛り込まれている事項も多いが、改めてどのような形で規定する必要があるのかということでもあります。これはあとで市のほうから説明をいただきたい(稚内市情報公開条例の内容と運用状況)。

2つ目は広報・広聴活動です。情報公開と市の情報提供は車の両輪と考えられるが、どのような情報提供が望ましく、どのようなかたちで基本条例に盛り込むのが良いのかということで、実際に今現在行われている市の広報広聴活動について、市のほうからお話を伺いたい。

3番目は説明責任であります。市民の対する説明責任は必要であるが、どの程度の盛り込みが必要になるのか。広報・広聴活動と合わせて情報提供としてよいのかどうか。あるいは説明責任という項目を一項目設けるほうがいいのか、ということになるかと思えます。これについても稚内市の取り組み状況についてわかる範囲で説明願います。

4番目は個人情報保護でして、稚内市では個人情報保護があるが、基本条例には個人情報保護を盛り込むべきか否か、これも稚内市の個人情報保護条例の説明をしていただきたい。

5番目はパブリック・コメント制度で、これは協働に入れたほうがよいのか、情報共有に入れたほうがよいのかという問題があります。それから運用の実態はどうなっているのかということで稚内市の状況についての説明をいただきたい。ということで私のほうでメモいたしました。5つもいらないよということになるかもしれません。説明責任はあえてここに盛り込む必要ないというご意見もあるかもしれませんし、そこも含めまして、すこし議論いただければと思います。最初に、稚内市のほうで用意しました資料を簡単に説明いただければと思います。

## (事務局)

まず情報公開条例ですが、稚内市においては、情報公開法が公布になったことを受けまして平成13年の4月1日から情報公開条例と、あとでご説明いたしますが個人情報保護条例を施行しております。基本的に、第1条でかかげられているのが一番の重要なテーマでして、まさしく情報の共有ということで、「市の保有する情報は市民の共有財産」というのを第1条でうたっております。

具体的にどのような制度かと申しますと、

- 市民の知る権利として公文書の公開を求める権利を保障します。
- 市政の諸活動について説明する責任を全うし、市民による行政の監視及び参加を推進します。
- 市政に対する市民の理解と信用を深め、公正で開かれた市政の発展に寄与しま

す。

この3点が情報公開制度の柱となっております。

対象となる物ですが、稚内市が所有する公文書すべてが対象となっております。

また、公開請求を受けた実施機関については、請求された公文書について、非公開と定められている場合を除き、原則として公開することを義務づけております。

先ほどお話ししました実施機関ですが、公開の対象となる条例の実施機関といたしましては、

- 市長
- 教育委員会、
- 選挙管理委員会
- 監査委員
- 公平委員会
- 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会
- 議会

ということになっております。

ですから、これらの機関が保有している公文書については、市民の方が情報の公開を請求出来ることになっております。以上が情報公開になっております。

運用状況につきましては、「情報公開制度の運用状況」ということで、平成13年度から平成18年度途中までまとめた資料がございます。

平成13年度については、請求件数が17件、このうち公開したものが8件、一部公開したものが8件、不存在(そういう請求対象となった公文書がない)が1件でございます。平成14年度については、請求件数が31件、公開したものが20件、一部公開が4件、不存在が7件です。それから、平成15年度におきましては、請求件数が71件、公開が55件、一部公開が7件、不存在が9件、平成16年度におきましては、請求件数が61件、公開が21件、一部公開が32件、不存在が8件となっております。平成17年度におきましては、請求件数25件に対しまして、公開が12件、一部公開が9件、非公開が1件、不存在が3件となっております。それから、平成18年度におきましては、請求件数14件に対しまして、公開が6件、一部公開が6件、不存在が2件ということになっております。以上が今までの運用状況となっております。

## (会 長)

2つ目、広報・広聴活動ということで、稚内市の行っている情報提供についても説明をお願いいたします。

## (事務局)

広報・広聴活動ですけれども、稚内市の主な活動といたしましては、毎月発行される

市の広報誌、それに年4回配られる議会だよりが主なものとなっております。あとは、ホームページですとか、そういったものにその都度載せるようにしております。それと、広聴活動ですが、お恥ずかしい話ですが、こちらから出向いていろいろな市民の意見を聴く機会というのは意外と少ないと思います。各町内会に行って市政懇談会を開くですとか、市長と個別の団体の市民ふるさとトークですとか、そういったものを年に何回か開催させていただいております。それと、ホームページの中では、市政に対するご意見等を寄せるコーナーを設けております。以上が主なものとなります。

**(会 長)**

続いて、説明責任はどうですか。

**(事務局)**

説明責任については、これといった方針ですとかそういったものはございませんので、その都度市民から寄せられた意見に対してこちらから伺って説明を行うですとか、あとは、例えば計画ですとか、何か事業を実施するときに説明会を開催したりですとか、広報誌等で財政の状況などを説明したりといったようなことをしております。

**(会 長)**

続いて、個人情報保護ですね。

**(事務局)**

個人情報保護につきましては、お手元のほうに稚内市個人情報保護条例ということでお配りしております。これについて若干説明をさせていただきます。

国の個人情報保護法が平成17年4月に施行されておりますが、稚内市の場合は平成13年4月1日に情報公開条例制定と併せて個人情報保護条例を施行しております。

個人情報保護条例とはどういうものかということですが、市の機関が稚内市で持っている個人情報を取り扱うためのルールを定めております。また、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明記しているということになります。

個人情報とはどんなものかといいますと、国の法律と全く同じ形で規定していますが、「生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」それを個人情報と呼んでおります。ただ、ここで生存する個人に関する情報となっていますけれども、例えば亡くなられた方の情報も当然、病院等で亡くなった方の診療記録ですとか、そういったものは個人情報として取り扱っております。

個人情報保護条例では、稚内市の市の機関で保有する個人情報を具体的にどういうふうに取り扱っていくのかといったことを規定しております。以上が個人情報保護条

例になります。

### **(会 長)**

どうもありがとうございました。それから、続いてパブリック・コメントについてお願いいたします。

### **(事務局)**

パブリック・コメント手続きに関する指針ということでお手元のほうに配付させていただいております。パブリック・コメントの対象になるものということで、この中で第3というところに挙げられております。1点目として「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」。ですから、まさしく自治基本条例はそういったことになるのかなと思います。2点目といたしまして、「市民等の権利を制限し、義務を課す条例等の制定又は改廃で広く一般に適用されるもの」ということになっております。その中で、市税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除くということになっております。それから、3点目として「本市の各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更に関すること」という3点がパブリック・コメントの対象となっております。

パブリック・コメントの運用状況ですが、現在それぞれ原課に調査中でして、それがまとまり次第、提出させていただきたいと思います。ただ、この指針自体、出来たのが平成17年の4月1日ということですから、あまり数的にはないのかなと考えております。以上です。

### **(会 長)**

私のメモでは、パブリック・コメント制度は「情報共有」に入っていますが、委員の皆さんから出されたものの中では「協働」に入っています。それから、説明責任も「執行機関の責務」という中に入っておりまして、それは最終的に議論をしたうえで、どこに盛り込むか、あるいは盛り込まないか決めることになっていきますが、いまそこにはあまりこだわっておりません。

いま、情報公開から始まってパブリック・コメントまで説明がありましたが、それについてまず、ご質問等がありましたら出して頂きたいと思います。

### **(委 員)**

情報公開については、市民からの公開請求というのは稚内市の場合、かなり多いと考えてよいのでしょうか。あまりないと考えたほうがよいのでしょうか。

### **(政策経営室主幹)**

この制度が始まった当時はそれほどでもなかったのですが、徐々に増えてきているというのが実態ですが、かなりのところで同じ方が請求するという事例も多々あり、件数的には何件にもなっているということを聞いております。

**(会 長)**

これも自治体によってかなり違うんですけども、私の住んでいる町などは、(私は情報公開審査会の委員をやっているんですが)数は少ないようです。

先ほどの情報公開の説明で非公開(公開が望ましくない)というのが1件あったようですが。

**(事務局)**

条例の中で、公開出来ないものとしては、個人に関する情報、それから法人等に関する情報、それとあまりないのですが公共の安全に関する情報ということです。公共の安全とはどういうことかといいますと、公開することによって、その人の命ですとか、財産といったものに影響を及ぼす恐れがあるということで、それは公開できないということになっております。それから、行政間(行政同士)の審議・協議に関する情報、それから試験の採点基準、国の法律などによってこれは絶対公開してはいけないと決められているもの、そういったものは公開できないということになっております。

**(会 長)**

どうもありがとうございました。みなさんのほうから何かございますか。

**(委 員)**

説明責任ということばの意味にも関係してきてしまうかもしれませんが、市が説明責任ということばの意味としてとらえている内容をお伺いしたいのですが、先ほどの布施さん(事務局)の説明だと、市民からこういうことを説明してほしいという要望があったときに、それに対して答えていますというようなお話だったのですけれども、それにとどまらず例えばこういう項目については市のほうで要望がなくても積極的に説明をするなどというような考え方が行政の中にあるのかどうか教えていただきたい。

**(事務局)**

考え方はあります。ただ、今までそういうことにあまり稚内市自体が慣れていないということだと思います。

**(政策経営室長)**

例えば、行政評価を公開しているところはまさしく説明責任だと思います。先ほどの説明は、逆にいうと広聴みたいな話なのだろうと思います。不平不満についてはちゃんと説明しますというのは広聴です。行政評価のように明確に相手に示すというのが説明責任で、それはまさしく我々が今「しよう」としていることなのですが、きっとそういうことだろうという気がします。

**(会 長)**

稚内市の場合ですと、広報活動というときに、市民に広く稚内市のことをいろいろとお知らせをするメインとなるのは広報誌ということでしょうか。

**(室 長)**

いまのところはそうですが。市内にあるFM放送に年間800万くらいの広告料を払って行政内容を報告していますので、そういう意味では広報費というのは相当使っているのではないのでしょうか。それから市民ニュースというTVニュースを持っていますから、まさしく広報活動というのは広範囲に、映像、ラジオ、広報誌、インターネットとまんべんなくやっているとっております。

**(会 長)**

インターネットもだんだん普及してきていますけれども、まだまだ、ホームページを開くというアクセスもなかなか面倒くさいというのがありますから、そういう面でいうと一番メインになるのは、今言った広報誌と放送という感じで考えてよいのでしょうか。

広報誌はどのようなふうにして配布しているのですか。

**(主 幹)**

町内会に委託して全戸配布です。

**(会 長)**

自治体によって新聞折り込みのところもありますが、稚内市は町内会ということですね。パブリック・コメント制度は最近ということですが、できて1年くらいですか。そんなにアクセスは多くないということでしょうか。

**(主 幹)**

住宅マスタープランの中で、2名の方からご意見をいただいたのが最初ということをお記憶しております。

**(会 長)**

この自治基本条例もパブリック・コメント制度に乗ってくるのだと思いますけれども。資料の質問も含めまして、あるいは、どういうふうに情報共有をまとめたら良いかご意見いただければと思います。

では、ひとつひとつやっていきたいと思えます。まず情報公開についてどう考えていたら良いのでしょうか。

条例は既にある。そういうなかで基本条例ではどういうふうに規定する必要があるのか。細かいことはいっぱい情報公開条例で書かれているわけですから、その中で自治



基本条例に盛り込むとしたら、かなり核心的な部分になるでしょうか。

事前にお配りしておりました「基本条例の項目条文比較表」なども参考にしてご意見をいただければと思います。情報共有という章ですから、10ページから14ページまでということになります。ニセコ町の場合は、原則・理念から始まって、制度についても書いています。奈井江町は、情報の共有は4条、5条で書いています。それから遠軽町は、第5条で書いています。神奈川県の大和市では、第5条で情報共有について書いていますね。岸和田市と多摩市は、基本原則ということのなかで書いています。伊賀市も情報共有については、第3条の(3)、基本理念の中に書いています。札幌市の神原私案というのは、第3条の(1)に書いています。

簡単に書いているところと、かなり盛り込んで書いているところといろいろございます。どうでしょうか。

### (委員)

情報公開の制度はすでにあるということですが、どうしても制度を一般的に市民が利用するというにはなかなかかなりづらいと思います。その制度をよく理解していたり、市政に強く関心をもっていたりという方が利用するというのが主になってくるのではないかと思います。先ほどの説明責任の話にもあったのですが、市政について、市民により詳しく知ってもらおうという考え方を盛り込むべきと思います。例えば、小さな町ですと、有線放送的な形で町民放送のような形で、ほとんど全戸の方が市政(町政)について詳しくわかる、というのはまさしく情報共有になるのではないかと思います。そういったきめ細かい情報の発信の仕方につながるような理解のされ方をぜひ入れて欲しいと思います。

### (委員)

原案(A3版資料)に書かれているような、市民が必要としている情報を適切な時期にわかりやすく提供するというのは、本質をついていると思います。情報公開条例等もありますけれども、一般の人が使うことはあまり多くないと思いますし、本当に調べたい人などはホームページなどで見ると思うのですが、ごく一般的な市民の方々というのは、広報誌ですとか、FM放送ですとか、市民ニュース(TV放送)でかなり身近に、市でやっていること、進もうとしている方向などを感じていると思います。わかりやすくタイムリーな情報をどんどん出して欲しいというのが実際のところだと思います。

### (会長)

情報提供ということでひとつこういう表現はわかりやすいと思うのですが、情報提供と裏表にある情報公開というのを入れたほうが良いとお考えですか。つまり、わかりやすく情報提供しますということと、もうひとつ情報公開につとめなければいけない等という文言もあつたほうが良いのかどうかです。

**(委員)**

もっとわかりやすく市民に知らせる方法を考えて、それをとっていただくということがあってもいいのではという気がします。

**(委員)**

公開しますということばは絶対必要だと思います。その対極にあるどうやって知ってもらうかということももうひとつ必要だと思います。

**(委員)**

「公開」と「提供」にはどういった違いがあると理解すればよいでしょうか。

**(室長)**

ここでいう公開とは、あくまでも相手が求めれば公開するけれども、こちらから進んで公開するというのではないと思います。情報公開法もそういう趣旨です。ここで先生のいう提供とは、さきほどの説明責任に近いような意味合いだと思います。

**(会長)**

ただ情報公開というときに、文言としてできるだけ情報を公開しなければいけないという文言を、ある面でいえば、情報公開条例のなかで書いてあるわけなんですけど、それをあらためて基本条例の中に書き込む必要があるか、それとも情報公開条例があるのだから、そんなことをいちいち書く必要ないとするのか、そういう問題があるかなと思います。

情報提供の場合はもっと広い範囲で、広報・広聴活動から始まって、FM放送など具体的な制度の文言を入れたほうがいいのかどうかということまで議論する必要があると思います。本当に核心的な、重要だというのは、制度を含めてかなり具体的に書いてもいいと思います。抽象的な文言で済ませられるものは抽象的な文言でもいいと思います。その辺の判断を委員のみなさんがどうされるかです。

**(委員)**

くわしく説明をして入れるとなると、稚内市情報公開条例にしてもかなりのページになるので、必要最低限の文章で、最後に情報公開条例に従うとするくらいではないでしょうか。

**(会長)**

自治基本条例というのは、いままで、情報公開条例や個人情報保護条例もそうですし、環境基本条例もそうですし、いろいろな個別条例が自治体によって随分整備されてきました。そういうものを踏まえて、まちづくりの基本条例をつくりましょうというのが自治基本条例だと思うのです。ですから、そういった情報公開条例などのエキスとなる部

分を基本条例に盛り込んだほうがいいのかないかなということです。全部盛り込むわけではありません。

**(委員)**

やはりこの情報公開条例は、その趣旨としては、原則公開だということで規定されていると思うのですけれども、ただ、ともすると、その運用は例外の方をすごく重んじてしまって、原則公開というところを忘れがちになりそうだなという気がします。ですから、自治基本条例でその原則公開だという部分をもう一度強調しておくという意味では入れたほうがいいのかないかなと思います。

**(会長)**

情報公開という項目をつくって、ちゃんとそこはしたほうがいいのかないかなということですね。

**(委員)**

支障がない限り必ず公開しなければならないんだというところを押さえておくという意味では入れたほうがいいのかないかなという気がします。

**(会長)**

情報公開という項目をたてて、入れるというご意見だったのですが、他の委員の方どうですか。

**(委員)**

最高規範としての位置付けがあるとすれば、独自に条例はあるにしても基本条例の中にいれるべきだと思います。

**(委員)**

項目条文比較表の64ページのほうにも載っているのですが、自治の基本原則と市政運営の原則と両方に書かれているところがありまして、自治の基本原則としてはさらっと簡単に書かれていいと思うのですが、市政運営の原則ということで、情報共有のなかで、情報の公開ですとか情報の提供ですとかを入れるべきではないかと思います。説明責任とパブリック・コメントの制度というのは、もう一歩進んだ、市民から意見をもらうとか、あらためて行政が説明をするということですから、情報共有の一歩先、次の段階かなというような感じがしますので、説明責任とパブリック・コメントの制度はどこか違うところで表現をしたらよいのではないのでしょうか。

**(会長)**

市職員の責務ですとか、市長の責務といったところへということですね。ということで情報公開と情報提供と両方しっかり書いたほうがよいということですね。64ページを見

ますと、岸和田市は情報の共有だけですし、多摩市は情報公開を載せています。遠軽の場合は、公開も載せていますし、情報の収集及び管理という項目まで入っております。

では、公開ということを文言の中に入れるということによろしいでしょうか。文言については、事務局のほうで整理してもらって、いずれ出してもらいたいと思います。「原則として公開」という表現でしょうか。

### **(室 長)**

市民の知る権利を保障しますというのが最初にくるのかなと思います。そういう意味では原則公開という話になるのではないかと思います。

### **(会 長)**

原則公開ということは何らかの形で入れていくということによろしいでしょうか。情報提供はもちろん必要なのですが、むしろ説明責任とか、パブリック・コメントはまた別のところでというご意見ですね。実際、委員の皆さんに書いていただいたものも、実は説明責任は執行機関の責務というところに入っています。パブリック・コメントも協働の中にはいっています。ですから、情報共有に盛り込まないで、そっちでというご発言がありましたので、そういうかたちでよろしいでしょうか。

### **(委 員)**

説明責任のなかで、これについて説明する責任があるというその対象については、情報提供の対象にもなるものであって、その説明責任ということばは、やはり責務というとらえ方をしたほうがいいので、それについては、もう情報提供のほうに含ませて、説明責任ということばを責務のほうで使ったほうがわかりやすいのではと思います。

### **(会 長)**

情報公開と情報提供という2本柱でいけばいいという感じですか。

### **(委 員)**

私はもう1つ個人情報保護に関してひと言添える必要があると考えているんですが。

### **(会 長)**

情報提供の中身なのですが、具体的にある程度、制度も含めて書いたほうがいいのか、やや抽象化して書いたほうがいいのかという問題はどうでしょう。まちの広報誌を円滑に市民に毎月一回提供しなければならないという文言でもいいですし、そういう具体的なことを書いたほうがいいのか、それとも、単に情報提供に努めるという書き方になるのか、どうですか。

**(委員)**

先ほど800万円という話もありましたけれども、いま現在やっているものが稚内市として未来永劫維持できるのであれば、その表現は必要かもしれませんが、できる自信がなければそれはあいまいにしておくべきではないでしょうか。

**(委員)**

わかりやすくタイムリーにという部分が大事であって、個別のメディアのどれを使うかまでは必要ないと思います。

**(委員)**

ニセコ町の「情報への権利」という考え方はいいですね。(項目条文比較表10ページ)「わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。」といった考え方が含まれていたらと思います。いま議論している情報共有というのは、まちづくりの基本原則のところに入るのですか。

**(会長)**

いえ、それも含めてまだわからないですね。逆に1つの章だてとして、情報の公開とか、情報の共有というのを立てるというやり方もあります。ですから、まちづくりの基本原則に盛込むのがいいのか、相当大きな自治基本条例の中の柱だての1つだとすれば、情報共有という項目をしっかりと置いておく必要があるでしょう。

その議論はまたあとでしたいと思いますが、どうでしょうか。

**(委員)**

いまおっしゃったニセコ町の第3条というのは、ごくごく簡単に言ってしまうと、知る権利という話になってくるのだと思います。ですので、例えば情報公開を入れるときに、その市民の知る権利に資するために原則公開にしますよというので終わらせるのか、それとも、その知る権利の部分をかみくだいて、あえて一文として入れるのかという問題だと思いますが、(委員は)こういった形でかみくだいたものを一文入れたほうがいいのかというお考えですか。

**(委員)**

どこに入るかということで、その公開の話も変わってくるように思います。例えば、稚内市のまちづくりの基本原則として情報共有は大きな柱の一つだという考え方でいくのであれば、共有の中の、市民の知る権利ですとか、行政が説明する責任ですとかも、必要になってくると思います。公開ということばについては、また別な細目でうたえるような気がします。ただ、基本原則の中ではなくて、情報共有の1つの大きな見出しのなかで議論するとすれば、情報公開ということばも当然必要になってくると思います。

**(会 長)**

その辺の議論をしますか？まちづくりの基本原則というなかで、この情報共有というのは、本当に重要なので、全面に打ち出していくという考え方もできるのですが、このあとの住民協働というのも実は相当大きな柱になるのです。柱がいっぱい出てくるのだと思います。

**(委 員)**

私は自分で案を考えたときに、市民が読んで、よりわかりやすい項立てという観点で見たときに、まず、まちづくりの基本原則としてなくてはならない情報公開とか市民協働とかを挙げておいて、そこではことばの説明というか、これが基本原則ですよというにとどめておいて、あとであらためて項目立てをして、情報共有なり、市民協働なりについて詳細な規定を置くというのが読む側からすればわかりやすいのかなという観点で考えてみましたが、二重に置くというのはくどいのでしょうか。

**(会 長)**

そんなことはないです。私が前にかかわった帯広市などは、まさにそういうやり方です。そして最初のほうに協働とはどういうことかという説明、用語の定義をしているのです。

**(委 員)**

情報共有ということばも、わかりにくい人にとってはわかりにくいだろうと思います。なので、基本原則という最初のほうの項目で「こういうことですよ」と、ざっと説明をしておいて、あとで、情報共有とはどういうことなのかというのをもっと詳細に、公開なり提供なり、ということで定めていくという方法が良いのではと思っています。

**(会 長)**

項目条文比較表の8ページをみますと、総則のところでは定義というのがありまして、例えば遠軽町ですと、町民とは何か、事業者とは何か、協働とは何か、参画とは何かということを書いていますけれども、そういうところに情報共有というのを入れるという感じですか？

**(委 員)**

定義とはまた意味合いが違って来るかなと思います。定義というと、ひとつのことばがいろんな意味にとれる場合に、この法律ではこういう意味で使いますよというのが定義だと思います。情報共有だとか、市民協働だとかは定義ということばにはなじまないと思います。それは用語の意味ということではなくて、こういうことを趣旨にしていますという、あくまで基本原則の説明ということで定義とは別に基本原則という項を設けたらとどうかだと思います。

**(委員)**

項目条文比較表の11ページの奈井江町のような考え方でいいのでしょうか。

**(会長)**

奈井江の場合ですと、その原則というのは、情報の共有、町民参加、協働、人権の尊重になるということでしょうか。

**(委員)**

宿題が出たときに、いろいろこれを読んで、奈井江町を読んでいたときに、いちばんぴったりときて、とてもわかりやすく説明しているなというのがありました。主婦とかにもわかりやすく説明している文章にしたいと思ひまして、情報共有とかも正直わかりづらいいですから、説明のある文章がいいと思ひます。

**(委員)**

私も大賛成です。重複が可能であればわずらわしいものですけれども、その部分は気をつけなければいけないと思ひますけれども、ある種の重複をしながら対応させていくということに基本的に大賛成です。

先ほど話が出た説明責任であるとか、パブリック・コメントのことに関しても、共有という中にきちんと入れておいて、その上で、別のところでより重点を置いて説明をするとしてもいいのではと思ひます。重複を認めつつ、とくに共有は共有という形で入れられるものは入れておいて触れておく、それで、より重点を置く場所にはそこで趣旨を含めた説明という形で入れるという形がとれば、非常に読みやすいものになると思ひます。

**(会長)**

重複はある程度は避けられないということだと思ひます。いま委員から、まちづくりの原則とかそういう章だての中で情報の共有だとかを入れてそこで説明をしようという方がいいのではないかというご意見でしたが、どうでしょうか。

**(委員)**

その条例の名前を入れるわけではなくて、こういうことが可能ですよということを説明していくべきだと思ひます。あと、パブリック・コメントの部分ですが、指針の中で市民とか行政機関を定義してしまっているんで、すべて自治基本条例と一致させる必要はないのでしょうか。

**(会長)**

パブリック・コメント手続に関する指針をつくるときにあまりそういう議論はなかったのですか。本市に存する学校に在学するものとか、本市に事務所又は事業所を有する者あるいは勤務するものというのが入っていますので、通勤通学者も入れており、かな

り広いとは思いますが。

市民の責務とか権利を議論するときに、市民を本市に住所を有する者だけにするのか、このパブリック・コメント手続に関する指針のようにするのかも、議論になってくると思います。

一般的な市民の定義は、このパブリック・コメント手続に関する指針のような定義になるのです。ただし、他のところを見ていると、住民投票に関してだけは、本市に住所を有する者というのが多いみたいです。

### **(事務局)**

住民投票をやるとなったときに、通勤している人だとか、通学している人という、誰がそうであるとかきちんと確定できないのではないのでしょうか。

### **(会長)**

何らかの形で市民の定義だとかの整合性がとれるようにしていく必要があると思います。逆に、自治基本条例をつくることによって指針が変わるということも出てくるでしょう。自治基本条例をつくることによって、別の個別条例を新しくつくるということにもつながるだろうし、個別条例があるからこそ自治基本条例ができてきたという側面もあるでしょう。

そうしますと、まちづくりの基本原則とかという割と最初のほうの章立ての中で情報の共有ということを含んでおく、そしてそれを踏まえたうえで、別途あとのほうで情報の共有という章立てをつくって、そこでは、情報公開と情報提供というような項目にするという感じでよろしいでしょうか。あと、個人情報保護はどうしましょうか。ここにいれますか。性格からすると、ここに入るのかなという感じはするのですが。「情報を公開する、原則公開です。そして、情報を積極的に提供していく、提供の工夫をしてわかりやすく提供する、そしてもう一方で情報の保護もします」となりますが。

### **(委員)**

一緒にしたほうがわかりやすいと思います。

### **(委員)**

最初に、まちづくりの基本原則みたいなところで触れ、そして細かく規定するのは別の章立てでやる、となれば個人情報保護なども一緒に書いたほうが良いと思います。

### **(委員)**

(説明責任について)私は重きを置く場所はどこかという問題はあると思いますが、情報共有というくくりを立てるのであれば、何らかの形で触れておくというのはもっともな話だと思います。共有という中に入る話だと思いますので。



**(会 長)**

説明責任は情報提供とかなりイコールになるものでもあるのですが、他の自治体ではどうしていますかね。

**(事務局)**

情報共有の中に入れていているところもありますし、市政運営の原則に入れていているところもあります。

**(会 長)**

いろいろありますね。説明責任についてはペンディングみたいな形にしておきまして、入れてみてすわりが良いかどうかを含めて後日議論しましょう。結局、この審議会の議論を踏まえて市のほうで条文をつくっていきまして、条文ができた段階でまた審議会で議論をして修正をしていくという作業になりますから。

**(主 幹)**

最終的に情報共有なり、情報公開なり、説明責任なりについて、審議会としての考え方をきちんと通していただかないと、条文のほうになかなか反映しづらいというのがありますので、その辺はまとめていただくようお願いいたします。

**(委 員)**

説明責任というのは、当然情報共有に関わってくる問題だとは思いますが、情報提供の義務というものが説明責任なのではというとならえ方ができるわけで、そうすると、情報提供と説明責任を同じ項目の中でこういう形で出すと、それこそそこがダブってしまうという印象があります。なので、それはそれで運営の方で市長なり執行機関の責務にいったほうがすわりはいいのかなという感じがします。もちろん情報共有に関わる問題だというご意見はその通りだとは思いますが。

**(委 員)**

私も市長ですとか、執行機関の説明責任という意味のほうに重きがあると思います。ですから、そっちのほうにがっちりを入れるべきです。情報共有のほうにどの程度入れるか、あるいは入れないかというのは、難しい問題です。

**(会 長)**

それでは、時間の関係もございまして、私のほうでまとめさせていただきたいと思うのですが、情報共有という章立てをしたいということですね。そして、その中に情報公開、情報提供、個人情報保護を盛り込むということですね。情報公開は原則公開だということを書いていくということ。

そして、奈井江町のような書き方をしていくべきかどうか、「公開に努めなければなら

ない」くらいの表現で良いのか、もう少し「原則公開に努める・努めなければならない」とするののか。自ら取得する権利というところまで入ってきているのですけれども。これは市民の権利のところでは議論すれば良いのでしょうか。

**(委員)**

情報公開条例の第一条に「公開を求める権利を保障する」と書いていますので、あえて言っても良いでしょうし、触らなくても、条例のほうで保障すると書いていますからどちらでもいいような気がします。

**(会長)**

市民のまさに知る権利としてというような表現もありますけれども。すわりはどうなるかわかりませんが、盛り込むということで良いですか。(⇒**原則公開に努めるということ・自ら取得する権利について盛り込む**)

それから、情報提供は、委員の方から出されているように「市民が必要としている情報を適切な時期にわかりやすく提供する必要がある」という文言でよろしいですか。「迅速に」とかは入れなくていいですか？まあこの部分は条文ができてから議論できると思いますので。「適切な時期にわかりやすく」という以上に何かありますか。

**(委員)**

ことばが適切かわかりませんが「周知がはかれるように」という表現があるといいのですが。

**(会長)**

「情報が広く伝わるように」というのはどうでしょうか。

**(室長)**

ここでいうと、やはり情報提供のしくみをきちんと整備(整理)しますということを言うしかないのかなという気がします。

**(会長)**

どうやって知ってもらおうのかというのは大事ですから、やはり「**適切な時期にわかりやすく広く伝えられるように**」というような表現になるかと思います。ちょっと条文にしてみました。

ということで、ここの部分はひとつそういうことで。あとは今日の議論を踏まえて条文が出来てまいります。

確かに、意見が2つ3つあると、市のほうでも条文をつくりにくいというのが出てくる可能性はありますね。できるだけ意見は一致したほうが良いとは思いますが、まとめきれない場合はしょうがないですね。

## (会 長)

それでは、続きまして2つ目の論点に入ります。時間的に全部終わるかわかりませんが、なんとかやりたいと思います。

また、私のメモを見ていただきたいと思います。今度は参画・協働の部分になります。この部分はちょっと大変です。皆さんの意見はA3版の7枚目に載っております。ここは皆さんにたくさん書いていただきました。それで、私のほうのメモはたくさん書いていませんが、一応読んでみます。1番は、「参画協働・市の支援、参画機会の保障、市民参画の内容など」ということで、参画・協働の基本的原則と基本事項をどう考えていったらいいのか。市民が参画しないことによる不利益を受けないことを規定する必要があるのかどうか。市は、市民が参画する権利を保障するためにどのような施策が必要か。市の施策をどこまで書くのか。かなり委員の皆さん積極的に施策を書いておられます。ソフト、ハードを含めてどこまで書いたら良いのかということになります。本当に大事だということは具体的に条例の中に盛り込んでいくということも大切ですが、この場合はどうなのかということになります。それから市民参画の形態はどうか。それから、ワークショップ、公聴会などどこまで具体的に書くのが良いのか。というところがひとつ論点になるかと思います。

2つ目は、協働の推進ということであります。協働のまちづくりを進めるために、基本事項を基本条例に盛り込む必要はあると思うのですが、その必要性や内容をどのように叙述するのが望ましいのか。それから、稚内市に「協働の指針」があるのならば、それとの関連はということでしたが、協働の指針はないとのことですので、自分たちで考えなければいけない部分が出てきます。

それから、先ほど情報共有のほうにも思いましたが、パブリック・コメント制度です。どこに盛り込むのが適当なのか、運用の実態はどうかということですので説明は受けていますのでこの部分はいいかと思います。

それから、住民投票です。これについてはちょっと時間がかかるかなと思ったのですが、住民投票の仕組み、意義や目的について委員会では正確な理解が必要だということで、事務局から説明をいただきたいと思います。それで基本条例にどこまで盛り込むべきなのか、常設型にするのか個別型にするのかというのがございまして、要するに別途住民投票条例というものを制定して必要な事項をすべて規定してしまうのか、それとも、必要の都度住民投票条例を制定するのかという問題と絡んでまいります。それから住民投票の結果の取り扱いはどうしていったら良いのか。住民投票の対象者は。発議者の範囲はどこまでか。つまり市長さん、議会さん、市民なの？という話です。ということで、市のほうには、地方自治法上の直接請求制度に関する資料、他自治体の住民投票に関する資料、住民投票にかかる予算に関する資料の提供を私からお願いしておりました。説明いただきたいと思います。

## (事務局)

住民投票の概要とその法的拘束力ということで出させていただきます。現在、住民投票制度ですけれども、1点目として、法律に基づく住民投票と条例に基づく住民投票というのがございます。法律に基づく住民投票といたしましては、まず1点目として、憲法上の住民投票、これは憲法96条にのっています。憲法改正のための国民投票、それから特定の地方公共団体のみに適用される特別法の制定の住民投票というのが載っています。法律に基づく住民投票の2点目といたしましては、地方自治法上の住民投票です。これについては、まず1つ目は、条例の制定改廃請求というもので、有権者住民が、その総数の50分の1以上の者の連署をもってその代表者から長に対し条例の制定・改廃を請求する制度です。現行では、有権者住民の50分の1以上の署名をいくら集めたとしても、議会がそれに基づく請求を否決してしまえば、請求の真の目的は達せられないことになってございます。地方自治法上の住民投票の2点目は、議会の解散請求でございます。有権者住民が、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から選挙管理委員会に対し、議会の解散を請求する制度となっております。選挙管理委員会は、議会の解散請求を受けたときには、選挙人の投票に付さなければなりません。自治法上の住民投票の3点目としては、議員・長・主要役員の解職請求ということでございます。議員の解職請求については、選挙区の有無によって集めるべき署名の数が異なります。選挙区がある場合は、解職請求の対象となっている議員の選挙区に所属する有権者住民の3分の1以上連署があればよいことになってございます。選挙区がない場合については、長の解職請求と同様に有権者住民の総数の3分の1以上の連署が必要となります。

法律に基づく住民投票の3点目といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づく住民投票ということです。これは、つい最近も市町村合併によって、いろいろなところで住民投票が行われております。

次に条例に基づく住民投票ということで、いままでお話ししてきました現行制度上の決められた住民投票だけではなくて、個別の争点を争う住民投票についてはそれぞれの自治体で住民投票条例を制定するしか今のところは制度がないということで、それぞれ個別の案件については自治体で条例を制定して住民投票を行うということになっております。

### **(会 長)**

ということですが、自治基本条例のなかで規定するケースが出てきましたが、常設型の住民投票と、個別型の住民投票について、基本条例の項目の中で事務局のほうで何かわかる範囲でありましたか。いくつかあったと思います。(項目条文比較表45ページ)

### **(室 長)**

岸和田市は4分の1で投票をやると言っていますので、これが常設型になるのではないのでしょうか。

**(会 長)**

ここはかなり参考になるところでして、常設型というのは岸和田市だけでしょうか。最初から18歳以上と決めてしまっているわけですね。奈井江町やニセコ町は個別型ですね。常設型というのはまだ少ないですね。私見ですが、常設型というのは、逆に住民投票しにくくなるのではないかと思っております。つまり、しょっちゅう住民投票となってくると、逆にそれをセーブする力が働いてくるという感じがします。もう一つは、例えば奈井江町などは合併の問題で中学生からやりましたよね。ああいうふうに、課題によって投票する人の年齢を変えるということも出来なくなってしまうというふうに思いますし、常設型が果たしていいのかどうかというのも議論にはなると思います。非常に進歩的なようにも思うのですが、実際にはそういうふうになっていくのかなというのが私の私見です。

まず、事務局からの説明に対してご質問はありませんか。

**(委 員)**

稚内市には住民投票に関する条例はいつさいないということですか。

**(事務局)**

ありません。

**(室 長)**

概ね先ほど説明したとおり、自治法上の議会の解散請求などを準用しているのがほとんどです。自治法上は3分の1あれば住民投票しなければならないと言っていますから、それを個別問題でやることができるということです。3分の1と決めているところが多いようですが、岸和田は4分の1、札幌(私案)は5分の1と、法律より緩和してやろうとしています。

**(会 長)**

大抵は3分の1ですよね。4分の1、5分の1というのは結局、根拠づけが難しいと思います。別に3分の1でなければいけないわけではありませんが。

5分の1というのは相当に少ないですね。

**(委 員)**

個別型ということにした場合の手続きの流れというのが、あまりイメージがわからないのですけれども。たとえば、何か問題が起こったときに、誰が主導で条例をつくらうということになるのでしょうか。

**(会 長)**

発議者を誰にするかというのは、これからこの審議会で決めなくちゃいけません。普通は市長さんがやる、あるいは議員さんがやる、それか市民がやるということなのです。市民の場合ですと、署名としてどれくらいの署名数が必要かというのもこの審議会の議論になります。

**(委員)**

個別型にした場合に、どれくらいの市民の連署があれば住民投票に付しますというのを個別条例で定めるということになんですよ。そもそも、この問題が起こったときに、条例を制定しようという話になるときに市民が介在する可能性というのはあるのでしょうか。

**(会長)**

署名活動とかをしますよね。集まらなきゃなりませんから。

**(委員)**

どれくらい集まらなきゃならないかというのをまさに個別条例で定めるということですよ。そういうことではないのですか。

**(室長)**

個別の条例でそういうことを定めるというところと、自分たちのつくった住民投票条例をもって来るなど、考え方はいろいろとあります。ニセコ町のように完全に別に定めると言っているところもあります。三鷹市(東京都)の場合は市民がその条例をつくって議会に提出し、議会が最終的にそれを判断するというような方法です。「何々を住民投票する」という条例を60分の1あれば発議することが可能ということです。そういうところもあります。

**(委員)**

いろいろなパターンがあるというのが、なかなかイメージできません。個別条例にした場合に、どういうふうに住民投票が進んでいくのかというのがイメージできなくて、それが理解できないと、どっちがいいのか判断できないです。

**(委員)**

私は住民投票ができるという権利を明記するのは賛成ですけれども、それ以外のことについて、いわゆる常設型というのでしょうか、先ほどご指摘のあったように問題点はすごくあるように思います。住民投票を実施するという場合には、必ず具体的な問題があって、その具体的な問題に関して直接民意を問うといいますか、必要に迫られるからそれが起きることですから、それについて例えば年齢区分の問題であるとか、あるいは数というようなものを事前に定めるというのは、はなはだよくわからない話だという

ふうに思います。具体的な問題は具体的な場面でしか解決するしかないわけですから。具体的な問題を事前にわかるかというわからないわけですから、そうなると、権利があるということを明記するという、あとは、結果について尊重するのがいいのか、ニセコのように結果の取り扱いを事前に明らかにしなきゃいけないとするのがいいのか、そこはわかりませんが、その範囲内のことを明記する程度でいいのではないのでしょうか。

### **(会 長)**

常設型、個別型について私のほうでも詳しく調べてきますが、事務局のほうでも調べておいて下さい。

### **(事務局)**

資料の説明をさせて下さい。住民投票にかかる予算に関する資料ですが、選管事務局のほうで住民投票があった場合にこのくらいかかりますという試算をしております。あくまで試算ですが、1回住民投票をやると1740万円のお金がかかります。

### **(会 長)**

あくまで参考にしておいていただきたいと思います。これ以上かかるかもしれませんし、かからないかもしれません。

参画・協働のところは、今日は結論が出なくてもいいですから、少し議論しておきたいです。これについては、(A3版の資料で)かなり皆さんのほうで書いてあります。これをすこし議論したいと思います。参画・協働の基本原則をどう考えるかということです。これは、皆さんのご意見ですと、相互理解と信頼関係、各種団体の自主性の尊重、市民相互、コミュニティ相互、市民・コミュニティと市相互の対等・協力関係によるまちづくりだという表現ですけれども、参画・協働の基本原則をどういうふうに考えていったら良いでしょうか。これも、まちづくりの基本原則のなかに入れたほうがいいのかもかもしれませんけれども。どうでしょうか。

### **(委 員)**

前文の説明のときに審議会を欠席したのですが、前文の中身に、稚内のまちづくりの基本原則として市民参加、情報共有、市民協働という願いを込めたことばにしようということで、その願いを込めた表現にさせてもらったのですが、そこからすると、まちづくりの基本原則の中にはやはり情報共有という先ほどの議論と同じように市民参加、市民協働というのをうたっていただきたい。

### **(会 長)**

自治基本条例の中の重要な核心部分だということですね。その基本原則はどういう

ふうにしたら良いでしょうか。

### (委員)

盛り込む内容として①、②、③と書いてあることというのは、協働ということの原則ではないかと思います。参加と協働というのを一緒に論じてしまっているのか、分けたほうがいいのかというのがひとつ問題だと思います。もうひとつ、参加と参画がどう違うのか、参加ということばではいけないのか、というところを含めて議論したほうがいいのかと思います。

### (主幹)

主体的にかかわっていくというのが参画、ある程度用意されたところにかかわるというのが参加というふうに整理しているところがありました。ただ、いろいろな基本条例のなかで、あまり難しいことばを使わないような流れで参加ということばをそれに換えて使っているところもございます。

### (委員)

「参画」と聞くと、ちょっと小難しいと感じてしまうので、もし、「参加」ということばに置き換えてもいいものであれば、「参加」のほうがいいのかという気がします。ただ、いまおっしゃったような意味の違いが厳密にあるのであれば、「参画」の意味のほうが条例には合っている気もします。

### (会長)

ある時期から「参画」ということばがやたら流行りだしたんです。「男女共同参画社会」なんですよ。その「参画」というのがなかなかはっきりしないままきたという感じがするのですけれども、言っている趣旨はいま中川主幹がおっしゃったような趣旨だと思います。ですから、参画ということばで通すとすれば、やはりことばの定義ですとか、用語解説というのはする必要があると思います。そうじゃないと、わからないですよ。「協働」もちょっとわからないですけどね。

### (委員)

やはり、情報共有、市民の参画、市民協働という3本柱を基本原則にして、ことばの趣旨を説明するということは必要という気がします。参加と協働を一緒に論じてしまうと、わかりにくくなるかなという感じが私はしています。参画は参画で、その参画を前提にして協働というものが議論されるべき、そのほうがわかりやすいのかなという気がします。

### (会長)

まちづくりに主体的、積極的にかかわるという意味で参画ですよ。そのために、行



政やコミュニティや一般市民が協働するということですよね。

難しいですよね、切り離したいのだけど、実際に切り離しにくいというのが参画・協働なのだと思います。

**(室 長)**

参加と協働とっているところもありますし、参画と協働とっているところもあります。あえて、参画ということばを使わないで、参加に統一しているところも今はあります。

**(事務局)**

定義のところ、参画という意味含めた形で定義する方法もあります。やわらかい表現がいいのであれば、参加というふうにして、参加は参画ということまで含めたものだという定義の仕方をすればいいのかなと思います。

**(会 長)**

基本原則はどういうふうに盛り込んだらいいですか。

**(事務局)**

まちづくりの基本原則という中に、市民参加、情報共有、市民協働という3本柱を入れるということではいいですよ。

**(委 員)**

ただ、最初の基本原則のところ、3本立てるのだったら、あとで詳しく項目を立てるのも3本にしたほうがわかりやすいし、参画と協働を一緒にしてしまうのであれば、基本原則のところも一緒にすべきだろうと思います。そこで、一緒にすべきか、分けるべきかというところがあると思います。

**(委 員)**

前文は3つを並べています。

**(会 長)**

そうすると、やはり3つを分けたほうがいいのかと思います。

**(事務局)**

例えば、参画と協働としないで、市民参加というところでひとつ項立てをする、市民協働は別に項立てをするということですね。

**(委 員)**

ただ、これを一緒に論じることによるメリットというものもあるでしょうから。

## (会 長)

論じるのは論じていいと思うのです。

この書き方というのは非常に難しいですよ。ともすれば、参加機会の保障ですとか、市民参画の内容ですとか、市の支援ですとか、かなり具体的にになっていく部分でもあります。ですから、それをどの程度盛り込んで書いていったら良いのかというのがあります。まちづくりの原則のほうで基本的な事項を書いたうえで、この参画・協働という章を立てるとすれば、何を書いていくかということなのです。すごくここは委員の皆さん書いて下さっている部分です。市の支援という形でかなり具体的にかいていますが、どこまでソフト、ハードを含めて書くのかということがひとつポイントになるのかなという気がします。

例えば、(項目条文比較表)44ページに参画する機会の保障ということで、多摩市などは相当具体的に書いています。こういう書き方もひとつあるのかなと思います。参画の形態ということでいろいろと書いています。そういうところまで書く必要があるのか、参画の保障というかなり抽象的な文言で第22条がありますけれども、そういうところにとどめておくのかですね。

さきほどのパブリック・コメントみたいなものも、参画と協働の中に入れるのであれば、項目のひとつになりますよね。

それから、参画と協働の中にコミュニティを入れる必要があるかどうかですよ。コミュニティという項目をひとつ立てる必要があるかどうか。住民自治組織という中に入れていますが、そういう議論も必要になるのかなと思います。

非常に難しい問題がいっぱいあります。

## (委 員)

ワークショップでも、このあたりはなかなか意見が出づらかったですから。

## (会 長)

住民自治組織という項目を入れるかどうかという問題もあるのです。コミュニティというものを中心にして全部参画・協働のほうに入れてしまうという手もあります。この辺は、もう少し次回にまわすしかないかなと思います。みなさんちょっと考えてきて下さい。

それから、時間があと10分ちょっとなので、最後になりますが、これだけ決めてしまいたいと思うのですが、「市民が参画しないことにより不利益を受けない」ということを規定する必要があるのかないのかということです。つまり、市民参画の権利などを出すわけですが、「じゃあ参画しない。いやだ」という場合に不利益を被っては大変だということで、不利益を被らないという規定を自治基本条例の中に盛り込むのがいいのか、それとも盛り込まないほうがいいのかということです。

例えば、(項目条文比較表)43ページの岸和田市のケースですが、「市は市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない」という

項目を入れております。多摩市も、参画の保障のなかで「市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します」という表現が入っております。

**(委員)**

どうしたときに、まちづくりに参加しているのか、していないのかという基準がよくわかりません。もし、稚内というまちのなかで生活をしているのであれば、それもまちづくりだととらえるのであれば、不利益は被らないという表現は必要ないと思いますが、もうちょっと質の高いところで、例えば税金を納めていないとまちづくりになりませんとかいうことであれば、表現は必要になるのではないかと思います。

**(委員)**

逆に言うと、税金を納めないとか、水道料を納めないとかそういうときに、本当の意味で全く不利益を被らないということになるのかどうかというところが、ワークショップのときに私の班で出ていました。そのときの意見では、極端な話、何十年にもわたって納税をしていない、公共料金も払っていないという場合に、それでも不利益は被りませんということを逆に公言する必要があるのかという意見でした。そのときは、まちづくりに参加していないじゃないかという意見だったと思います。どちらかといえば、触れないでおいただほうがいいという意見でした。不利益を被りますよとまでは言う必要はないのであって、あえて触れる必要はないのではないかという意見でした。わたしは「なるほどな」と聞いていたのですが。

**(委員)**

不利益とは具体的に何ですか？

**(会長)**

これからまちづくりで協働ということが叫ばれてきたときに、やはりそれに参加するかしないかということですね。やはり個人のいろいろな事情がありますから、やはり病気のおじいちゃん・おばあちゃんを抱えていたら出られませんというのはありますよね。税金とかの話ではなくて、そういう話だと思うのです。

**(委員)**

とするならば、この地域で生活するだけでまちづくりに参加しているという解釈が成り立つような気がします。

**(会長)**

おそらく他のまちの条例にこうやって出てきたというのは、ただ普通に生活していますという話でもないのです。やはり、参画・協働で出てきているというのはそこに意味があ

って、協働という、ある面でいえば財政も厳しくなってくるなかで行政だけでなかなかやれませんという話がありますから、そういう中で出てきた側面があります。協働との兼ね合いがあるのです。そのときに個人のいろいろな実情があるわけで、コミュニティの中ですごく強く参画する人もいるし、そうでない人もいるということになると思います。だから、利益・不利益はコミュニティの中の問題かなという気がします。そんなことも含めて、岸和田市や多摩市で出しているのかなという気がします。

**(委員)**

表現は悪いかもかもしれませんが、偏屈な議論だと思います。不利益というのは。

**(室長)**

基本的に参加しなければならないとか、するべきであるという文章ではなくて、参加する権利を有しているとだけ言っているのに、参加しないことをなぜ規定しなきゃいけないのかなという思いはありますね。

**(委員)**

逆に入れてしまうと、それこそ「参加しなければならない」と言っている感じになってしまいますよね。

**(委員)**

会長がおっしゃるように、自治基本条例の根幹を考えた場合には、自己責任・自己決定につながってくると思うのですが、そうした場合に、自己責任・自己決定を拒否する人も当然いるわけだから、そういった人達のための表現として入れなければならないのかな、という面もありますよね。

**(委員)**

そうであれば、市民として参画と協働に努めるべきだという表現と、でも参加できなかったら不利益は被らないよというセットだと思います。

**(室長)**

流れとしては、その前の文章でどこまで規定するかによって、変わってくるのかなという気がします。あくまでも個人の意思というか自由意志で参加することができますよというのであれば無理して言うことはないし、なるべく参加しましょうというのであれば今お話にあったようなことがちょっと必要なという気がします。全体の流れを見てみないとわかりませんが。

**(会長)**

市民等の責務みたいなところでおそらく出てくると思います。まちづくりに責任をもた

なければいけない、そんな話になってくると思います。だからそれとのセットという側面はあるように思います。

**(委員)**

いろいろなところの基本条例では、市民の責務のところでは、参加しなければならないという書き方をするのではなくて、参加するからには自分の言動に責任を持ちましょう、というような責務の規定の仕方が多かったように思います。

**(会長)**

ただどうしても参画・協働というときに、やはり今までどちらかといえば行政にお任せでやってきたけれども、市民も積極的に関わっていきますよ、そのために発言にも責任をもってしっかりやりますよ、という感じですよ。だから、17ページの岸和田市のように、「市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。」のような表現がありますから、それに対するセットだと思うんですよ。基本的には参加してほしいという思いでこの自治基本条例というのはつくっていますから。

**(委員)**

よくわかるのですが、参加しなくても不利益は被らないということば自体にどうしても違和感があります。別な表現もなかなか出てきません。

**(会長)**

市民の権利だけを書いていく分にはいいのですが、責務が入ってきますから。責務は入れないというなら別ですけども。

**(委員)**

裏を返すようなのですが、本当に参加してほしいという気持ちでつくるのであれば、参加しなくても不利益はないよと公言してしまうのは反対方向の話になってしまうのではないのでしょうか。

**(会長)**

そういう項目は入れざるを得ないのかなと思いますが。税金の話や公共料金の話でもなく、ただ生活をしているという話でもないのです。積極的に参加してほしい、けどいろいろな事情があって出来ない人もいないじゃないの、そういう人達に対して一生懸命やっている人達から白い目で見ないでほしいという趣旨だと思います。だから具体的な(物理的な)不利益はないのではないかと思います。

**(委員)**

私は、正直言いまして、これは書かなかつたらいい迷惑だと思います。会長のおっしゃるとおりで、権利だけを書いてあるのであれば、かろうじて書かなくても良いかもしれませんが、責務とかがあれば当然書かなければならないことでしょうし、仮に権利だけが書かれてあったとしても、まちづくりという形で動いていけば、どうしても自然と「努めるべきだ」という方向に動きがちなのです。そうなったときに、諸事情で出来ない方は必ずいらっしゃるわけで、あくまでも精神的な部分での負担のようなことになると思うのですが、その部分に関しては問題がありませんと担保しておくための一文を載せておくというのは、違和感のある部分かもしれませんが、にもかかわらず入れなければいけない部分だと思っています。

### **(事務局)**

苫小牧に同じような不利益な取り扱いを受けないという項目の解説がありますので、読んでみます。

～市民が、市民参加の制度に参加すること、あるいは、参加しないことを理由として、誰からも不利益な取り扱いを受けないことを宣言しています。これは、市民が市政の各過程に参加するか、参加しないかは、市民一人一人の自由な意思に基づくものであり、強制される性格のものではないこと、参加・不参加のどちらが良いか悪いかと決め付けることはできないということです。この様なことから、自ら参加する人も、自らは参加しないが市政の運営に託す人も、ともに市民として平等であり、その結果についても平等に受けることになるため、不利益な取り扱いを受けないことを改めて確認したものです。

### **(会長)**

ありがとうございました。時間の関係で、これも含めまして次回検討したいと思います。苫小牧の場合ですと、強制が働き出したらまずいというニュアンスですね。

### **(室長)**

苫小牧も協働の推進の中には、「努めるものとします」ということばが必ず入っています。義務的ことばが入っているというなかでの担保となっています。義務的ことばがなくても担保は必要だというご意見もございましたが、ただ、入っている条例は少数のようです。

### **(委員)**

参加する・しないは自由意志だということを大きな声で言うのであれば、やはり責務という形自体に違和感があるような気がします。

### **(会長)**

「市民の責務」とはしないで、「市民の役割」というふうに行っているところもあります。非常に難しい議論になりますね。

### **(委 員)**

利益ということばが悪いと思います。参加していると利益があるかと言われればないですから。もう少し良い表現はないでしょうか。

### **(会 長)**

今日は参画・協働のところをまとめきれませんでした。次回は皆さんに考えてきていただいて、住民投票については事務局からさらに詳しい説明を受けて、参画・協働の中に住民投票を入れるかどうかは別にして、そこは全部やってしまいたい。そして、市民の責務・権利もやってしまい、平和・国際交流、自然環境との共生までやってしまいたいと思います。考えてきていただくか、あるいは意見のメモを事務局のほうに提出していただいても構いません。

## **3. その他**

### **(主 幹)**

今後の日程についてお知らせします。

- ・9月4日(月)18時から
- ・9月11日(月)18時から
- ・9月22日(金)18時から
- ・10月3日(火)18時から

ということで、たいへん回数が多くなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

### **(会 長)**

では、次回は9月4日ということにさせていただきたいと思います。今日のところが終わりますと、市長の責務ですとか、市職員の責務ですとかありますけれども、あとはスムーズの流れるのかなという感じがいたします。今日はこれで終わりたいと思います。今回から、6時から8時半という日程になりまして、時間的にもご苦勞をおかけしますがよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

## **4 閉 会**